

平成26年9月

糸田町農業委員会議事録

平成26年9月9日

平成26年9月9日 糸田町農業委員会議事録

1 開催の日時 平成26年9月9日 (火) 午前1時30分

1 開催場所 糸田町住民センター 2階 第4研修室

1 委員会の開催及び閉会に関する事項

開会 平成26年9月9日 午後1時30分

閉会 平成26年9月9日 午前2時00分

1 委員会に出席及び欠席委員は次のとおりである。

席順	選挙・選任別	氏名	出欠	
1	選挙 挙	長谷川 芳 廣	出席	
2	選挙 挙	藤 本 千 鶴 子	出席	
3	選挙 挙	藤 村 幸 久	出席	
4	議 会 推 薦	小 嶋 康 子	出席	
5	農業協同組合推薦	植 田 芳 滋 子	出席	
6	選挙 挙	松 下 順 一	出席	
7	選挙 挙	藤 村 栄 之 助	出席	
8	議 会 推 薦	早 麻 章 三	出席	
9	選挙 挙	田 中 力	出席	
10	選挙 挙	前 田 勝 美	出席	
11	選挙 挙	廣 房 徳 保	出席	
12	議 会 推 薦	谷 口 健 次 郎	出席	
13	選挙 挙	廣 房 達 生	出席	
14	選挙 挙	廣 末 勝 彦	出席	
15	選挙 挙	松 岡 忠 文	欠席	
16	農業共済組合推薦	森 下 慶 治	出席	

1 議長名は次のとおりである。

会 長 森 下 慶 治

1 職務のため、会議に出席した者

農業委員会事務局長 山 崎 毅

農業委員会事務局 田 平 和 郎

農業委員会事務局 熊 谷 直 子

1 説明者及び書記は次のとおりである。

農業委員会事務局

1 議案件名は次のとおりである。

・審議第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について

1 その他

・非農地証明発行

1 議事録署名委員の氏名

5番委員 植 田 芳 滋 子

6番委員 松 下 順 一

1 議事経過は次ぎのとおりです。

会 長 皆さんこんにちは。時間になりました。  
ただ今より、第三回農業委員会を開催致します。  
早速ですが、定足数の確認です。

事務局長 それでは定足数の確認を行います。  
委員16名中、15名が出席していますので、糸田町農業委員会規則第6  
条の規定により、この会議が成立していることを報告します。

会 長 続きまして、署名委員さんの確認です。  
5番委員 植田 芳 滋 子  
6番委員 松下 順一  
以上となります。

では、4番目の議題に入りたいと思います。

審議第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について  
事務局からお願いします。

事務局 審議第5号  
農業経営基盤強化促進法の規定により農業地の利用権設定を受ける者な  
らびに設定をする者の届出がありましたので、農業委員会の承認を求め  
ます。

平成26年9月9日 糸田町長 伊藤良克

総括

利用権設定存続期間6年5ヶ月 利用権を設定する者1人  
利用権の設定を受ける者1人 面積1,198㎡

計 上に同じです。

—事務局明細について読上

会 長 ただ今事務局から説明がありましたけど件について、ご質問ございませ

んか？

委員の方々 ありません。

会 長 無いということですので承認とします。議案については以上です。宜しいでしょうか？

委員の方々 はい。

会 長 続きまして、その他にはいりたいと思います。事務局の方からお願いします。

事務局 非農地証明について報告致します。8月7日に非農地証明願いが出されました。所在地は、●●番地、地目は畑です。面積は5,653㎡で 所有者は●●さんと●●さんです。8月26日に会長と地元委員さんの 藤村栄之助委員さんと 藤村幸久委員さんと事務局とで現地確認しました。登記簿の地目は畑となっていますが、税務課で調べましたら昭和40年の時点で課税は宅地となっていました。敷地内の住宅も30年前に建築されています。20年以上宅地として、現況課税されているため、非農地と判断しました。

会 長 今事務局から報告がありました様に非農地の確認を致しました。説明の通り山の傾斜面を利用して畑を確保されたということです。この当時から畑をされてたと思いますが、この中に住宅が出来ています。全然畑となっております。その関係で非農地ということで委員三者確認致しまして、この証明について発行しました。そのことを報告させていただきます。この件について以上でございます。

小嶋委員 質問していいですか？  
その非農地証明というか、長い間証明がされなかった理由は解らないのですか？昭和40年で長いですね？農業委員会としては畑として残っていて、課税は住宅になっていたんですか？

事務局長 畑として残り、課税は雑種地と宅地です。今、国土調査で町内入ってい

ますが、登記簿が農地になっている田んぼとか畑とかなっている場合は、現況、国土調査の方で地目の変更は行っています。それ以外のところで本人さんが申出をして宅地を立てたいとか、建てたいけど法務局で調べたら畑のままになっていたとかいうところは 20 年以上経っていれば非農地の証明を出して、地目変更をするということにしています。本人さんが届出をしないと現状が既に山林とか宅地が建っていたりしますので中々農業委員会で把握するのは難しいところがあります。

小嶋委員 農地パトロールを強化して、こういう現状があつて、既成事実ができているので現実去年もありましたので、農地パトロールの強化が必要じゃないかなと思います。

会 長 山とか開発して畑になってしているのです。そういうところがたくさんあるんじゃないかと推測はできる。事務的な内容はわかりませんが、だいたいの位置は図面でだせますか？

事務局長 作業的には現況と法務局の地目が違いますので登記簿調べて行けば全部把握できるんですがそれを全部とらないといけませんので…

会 長 正式には法務局の登記が本当ですから、しかし現況から言ったら中々把握するのは厳しいですね  
事務的にどうなのか検討してください。

会 長 何か他にございませんか

小嶋委員 以前から●●の前の土地ですね、駐車場に使っている所ともう一つその先にユンボですかね、長年積み上げられている畑（水田）として使われていない所がありますよね、その二箇所はどういう経過になっていますか？  
農地振を変える手続きをしているということだったんですが…

事務局長 まず●●の横の田んぼの件、駐車場ということでは言われたところなんです、その分については前の農業委員会の中で通知分を出していただいて、土地改良届けが出ていますので、それに計画にそった形に出来てない様にありますので是正をしてくださいという通知を出しています。その分については、一応本人も農地の転用の手続きも早めにしたという

ことで返事は頂いていますが、その分については、あそこは農業振興地域に入っていますのでまず、転用かける前に農振の除外申請がいりますので、それは県協議となりますので、うちの方も県の方に行って手続きを聞いてきて、どういう書類があるかということを知って本人に伝えて事前協議用の書類を今作ってもらうようにしています。農振除外出来た時点で農地の転用の申請という形になります。手前の農地、二つの農地に関しては、そういう形に今のところはなっております。今手続き中ということですね。

小嶋委員 時間がかかっているようですが、どうしてですか？

事務局長 時間がかかるのはかかります。努力してもらっていますが…奥の分につきましても、前の農業委員会で話が出ましたが、手前の農地と同じですので、そこを前の時に土地改良届けが出ていまして、その分は畑として使うことになってはいますが、今ああいう状態ですので、それも一応前の会長の方から本人に話をし、計画通りの畑に戻す様に話していますけど、返事は「戻します」と貰っていますが未だにああいった状態です。機械を置いている所についても、何らかの文章を出して是正して貰う形でやりとりをしないとイケないのですが…まずは呼んでから事情を聞こうという話しもあったのですが、最初はそういう動きをしてそれでも、是正ができない様であれば何らかの手を打たなければいけないところで。前の会長とはそういう話しはしました。

小嶋委員 全然話が進んでいないなという思いで聞いていました。何らかの手を講じるとは、どんな手があるのでしょうか？

事務局長 それは、事務局で決めるところではなくて、農業委員会の方で話し合ってもらって、どういうことをしようかということは話し合いの中でしていくことだと思っております。

小嶋委員 すいません。皆さん、この問題は前回の農業委員の時から、いやずっとああいった状況の土地で、水田だった土地をそのまま放置状態で今回は目的外で使用されているのですが糸田町の農業委員としては、どう対象していくのか諮って頂きたいなと思いました。というのは、これが一つ一つ、いつの間にか農地が違うもの方向になっているのは、農業委員会のある糸田町としてどうなのかという部分があるので是非これを諮っ

て頂きたいと思います。

会 長 今、小嶋委員さんがこの問題について以前から私も事務局から話を聞いてはしまして、話は進みつつある話も聞いています。小嶋委員さんの言う話が進んでいないと言えばそうとも思いますが、前回の会長は会って話して通知文を持って行ったという事であれば私にチャンスを取れないかと思っています。

小嶋委員 是非そうしてください。

会 長 それで宜しいでしょうか？

委員の方々 いいです。

会 長 それからまた皆さんのご意見を頂いてまとめて報告します。

小嶋委員 前回質問してました、農業委員会の仕事の役割を。

事務局 農業委員会の活動記録簿なんですけど、国からの指導と農業会議からの要請で、補助金の中に活動記録を実績報告にあげる様になっていますので、活動記録簿をつけていただきたいと思っています。

用紙は作ります。

提出はしてもらいます。

事務局長 農業委員会の実績報告を県に提出する様になっていますのでその中に活動記録簿がありますので年に二回ほど提出したいと思っています。今回時間はありませんが12月までの分を1月に集めたいと思っています。そして3月分までを年度区切りの4月に回収したいと思っています。それと記録がある分だけで良いです。何もなければ提出する必要はありませんのでお願いします。 研修会とかもです。

会 長 他に無ければ、これで9月の農業委員会を終わります。

平成26年9月9日 午後2時00分終了